

別紙： 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付フロー図

軽度者(要支援者又は要介護1)の方ですか？

※ 自動排泄処理装置で排便機能付を要する場合は
要支援者又は要介護1～3ですか？

いいえ

はい

貸与する福祉用具に次の種目が含まれていますか？

- (1)車いす (2)車いす付属品 (3)特殊寝台
- (4)特殊寝台付属品 (5)床ずれ防止用具
- (6)体位変換器 (7)認知症老人徘徊感知機器
- (8)移動用リフト(つり具の部分を除く) (9)自動排泄処理装置

いいえ

はい

直近の認定調査結果が、(別表1)の認定調査の結果に
当てはまりますか？

はい

いいえ

例外給付の対象となる状態像に該当する旨が医学的所見に基づき判断
され、かつサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、
貸与が特に必要と判断されていますか？

はい

例外給付の可否について、
魚津市への確認の届出が
必要です

給付不可

給付可

介護保険での給付は行われません

介護保険での給付を受けることができません
※適切なケアマネジメントの上、貸与を計画に位置づけてください。
(魚津市への届出は不要です)

介護保険での給付を受けることができません
※適切なケアマネジメントの上、貸与を計画に位置づけてください。

※種目変更等が必要になった場合、再度例外給付の確認申請を行います。
※有効期間後、継続して貸与を受ける場合、再度例外給付の確認申請を行います。